

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について  
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育法の一部改正に伴い、引用している用語等を整備するため、所要の改正をするほか、藤沢市立白浜養護学校高等部入学者選抜制度の変更に伴い、高等部の定員を改定する必要による。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1条中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第6条第2項第2号中「養護学校，特殊学級」を「特別支援学校，特別支援学級」に改める。

第12条第2項第5号，第7章の章名及び第27条の見出し中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第27条中「養護学校」を「藤沢市立白浜養護学校（以下「養護学校」という。）」に改める。

第28条中「30人とする」を「40人を超えない範囲で，教育委員会が別に定める」に改める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 2 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 学期及び休業日(第 2 条—第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動(第 6 条—第 8 条)</p> <p>第 4 章 教材の取扱い(第 9 条—第 11 条)</p> <p>第 5 章 組織編成等(第 12 条—第 20 条)</p> <p>第 6 章 施設, 設備等の管理(第 21 条—第 26 条)</p> <p>第 7 章 <b>特別支援学校</b>の部等(第 27 条—第 30 条)</p> <p>第 8 章 雑則(第 31 条—第 34 条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき, 藤沢市立の小学校, 中学校及び <b>特別支援学校</b>(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 章 教育活動</p> <p>(教育課程の編成)</p>	<p style="text-align: center;">○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 2 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 学期及び休業日(第 2 条—第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動(第 6 条—第 8 条)</p> <p>第 4 章 教材の取扱い(第 9 条—第 11 条)</p> <p>第 5 章 組織編成等(第 12 条—第 20 条)</p> <p>第 6 章 施設, 設備等の管理(第 21 条—第 26 条)</p> <p>第 7 章 <b>養護学校</b>の部等(第 27 条—第 30 条)</p> <p>第 8 章 雑則(第 31 条—第 34 条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき, 藤沢市立の小学校, 中学校及び <b>養護学校</b>(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 章 教育活動</p> <p>(教育課程の編成)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 6 条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) <b>特別支援学校、特別支援学級</b>及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p> <p>第 5 章 組織編制等 (分掌組織)</p> <p>第 12 条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第 4 号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。</p> <p>(1) 教務、地域との連携等に関する事項</p> <p>(2) 生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項</p> <p>(3) 情報管理その他の総務に関する事項</p> <p>(4) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) <b>特別支援学校</b>各学部の校務に関する事項</p> <p>3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあつては、2 以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、及び一の事項を 2 以上のグループにおいて分掌させることができる。</p> <p>4 グループを統括する者は、第 13 条第 1 項に規定する総括教諭をもって</p>	<p>第 6 条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) <b>養護学校、特殊学級</b>及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p> <p>第 5 章 組織編制等 (分掌組織)</p> <p>第 12 条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第 4 号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。</p> <p>(1) 教務、地域との連携等に関する事項</p> <p>(2) 生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項</p> <p>(3) 情報管理その他の総務に関する事項</p> <p>(4) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) <b>養護学校</b>各学部の校務に関する事項</p> <p>3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあつては、2 以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、及び一の事項を 2 以上のグループにおいて分掌させることができる。</p> <p>4 グループを統括する者は、第 13 条第 1 項に規定する総括教諭をもって</p>

改 正 案	現 行
<p>充てる。</p> <p>5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>第7章 <b>特別支援学校</b>の部等 <b>(特別支援学校)</b>の部)</p> <p>第27条 <b>藤沢市立白浜養護学校(以下「養護学校」という。)</b>に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第28条 養護学校高等部の定員は、<b>40人を超えない範囲で、教育委員会</b> <b>が別に定める。</b></p> <p>(学則)</p> <p>第29条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p> <p>第30条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則(平成17年教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成18年教委規則第 号)</b></p> <p><b>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</b></p>	<p>充てる。</p> <p>5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>第7章 <b>養護学校</b>の部等 <b>(養護学校)</b>の部)</p> <p>第27条 <b>養護学校</b>に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第28条 養護学校高等部の定員は、<b>30人とする。</b></p> <p>(学則)</p> <p>第29条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p> <p>第30条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則(平成17年教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>